

町内会（又は 自治会など自治組織）自主防災組織規約

（名称）

第1条 この組織は、町内会（又は 自治会等自治組織）自主防災組織という（以下「本組織」という。）

第2条 本組織は、町内（又は 自治会など自治組織の名称）により組織し、本部及び次の班を置く。

- (1) 連絡班
- (2) 救護班
- (3) 避難誘導班
- (4) 班
- (5) 班

2 前項の本部は、町内会館（又は地区集会施設、町内会長宅など）に置く。

3 第1項の規定にかかわらず、予想される災害又は発生した災害の状況に応じ、別に班を置くことができるものとする。

4 災害とは、火災、地震、風水害及び雪害等をいう。

（目的）

第3条 本組織は、町内（又は自治会などの自治組織）の住民（事業所を含む。以下同じ。）の相互協力の精神に基づく自主防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 災害予防に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 防災資機材の整備に関すること
- (5) 災害の発生時における救護、避難誘導、情報収集及び伝達等に関すること
- (6) その他防災に関すること

（役員）

第5条 本組織に、次の役員を置く。

- (3) 班長 各班1名
- 2 本部長は、町内会長（又は自治会長など自治組織の長）をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町内会長（又は副自治会長など自治組織の長の次の立場にある方）をもって充てる。
- 4 班長は、町内会（又は自治会などの自治組織）役員の中から本部長が指名する。
- 5 役員の任期は、町内会（又は自治会などの自治組織）の任期とする。

（役員の仕事）

第6条 本部長は、本組織を代表し、会務を総括するとともに災害発生時における応急活動の統括、指揮及び指示等を行う。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在の時はその仕事を代行する。

（会議）

第7条 本組織の会議は役員会とする。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること
 - (2) 事業計画に関すること
 - (3) その他
- 3 役員会で決定した事項については、町内（又は自治会などの自治組織）の住民に周知する。

（会計）

第8条 本組織の経費は、町内会（又は自治会等自治組織）の会計で行うものとする。

（自主防災組織避難所）

第9条 本組織の避難所は次のとおりとする。

- (1) 一次避難所 集会所（但し、組）
二次避難所 公民館（但し、組）
- (2) 小学校（市指定避難所）

（その他）

第10条 組織図又は連絡系統図（以下「組織図等」という。）は別に定める。

- 2 前項の組織図等は、変更の都度、町内の住民に知らせるものとする。

付則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。